

面会に係る規定

1.目的

本規定は、入院中の患者の療養生活の質の向上及び尊厳の保持、並びに円滑な退院支援を図るため、患者と家族等の面会に関する基本的な考え方及び運用方法を定めるものである。

2.基本方針

- 1) 感染対策等の正当な理由がない限り、面会を妨げない。
- 2) 面会は患者の心身の安定、治療意欲の向上、退院支援に重要であることを踏まえ、必要以上に厳格な制限を行わない。
- 3) 面会制限が必要な場合は、目的・期間・対象を明確にし、合理的な範囲に限定する。

3.面会について

- ・面会時間等については、感染状況、社会情勢、院内の運用状況等を踏まえ、病院が別途定め、院内掲示等により周知する。
- ・時間外の面会は、患者の状態や緊急性に応じて病棟責任者が判断する。

4.面会場所

- ・原則として病室または指定の面会スペースとする。
- ・感染対策上必要な場合は、面会場所を限定することがある。

5.面会者

一般病棟

- ・面会できる者は家族のみとする。
- ・15歳以上とする。
- ・病棟へ上がることができる人数は2名までとする。

緩和ケア病棟

- ・面会できる者は原則家族のみとする。
- ・家族以外の面会については、病院へ事前に相談すること。
- ・病棟へ上がることができる人数は6名までとする。
- ・小児の面会制限は設けない。

6.面会時の留意事項

- ・手指衛生を実施すること。
- ・発熱、咳等の症状がある場合は面会を控えること。
- ・必要に応じてマスク着用を求めることがある。
- ・他の患者の療養環境に配慮すること。

7.面会制限を行う場合

以下の場合に限り、必要最小限の範囲で制限を行う。

- 1) 感染症の流行や院内感染発生時
- 2) 患者の病状が不安定な場合
- 3) 医療安全上の理由がある場合
- 4) その他、病院長が必要と認めた場合

制限を行う際は、「理由」「期間」「対象範囲」を明確にし、患者・家族に説明する。

8.特別な配慮が必要なケース

以下の場合には、可能な限り面会を認める方向で調整する。

- ・ 終末期、看取り、認知症、精神的支援が必要な患者
- ・ 障害等により家族の関与が不可欠な場合

9.規定の見直し

本規定は、感染状況、社会情勢、院内の運用状況等を踏まえ、必要に応じて定期的に見直しを行う。

見直し内容は感染対策委員会等で審議し、記録を残す。

柏たなか病院
2026年5月 作成